

令和 4 年 6 月 9 日現在

機関番号：35402

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01403

研究課題名（和文）台湾における「歴史的建築物」のイノベーションによる地域振興の研究

研究課題名（英文）Legal Research on Regional Development with Innovation of Historic Buildings in Taiwan

研究代表者

宮畑 加奈子 (Miyahata, Kanako)

広島経済大学・教養教育部・教授

研究者番号：20441503

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：憲法中の文化概念、歴史的建造（築）物の保存・活用と都市計画との連携に着目し、日本統治期においては、漢人社会の「文化」を法的に容認することと文明の表象としての近代都市や公衆衛生の理念に基づく都市計画との融合が相互適応的に進行した点、また民主化以後の台湾では、台湾の民族「文化」と都市「文明」の融合・混濁による文化的価値が地域振興やまちづくりに接続された可能性を提示した。さらに文化に関して、中華民国期の台湾において、民族に代わる「族群」概念が創出され、個人の内包する歴史が触媒となり文化の多元化へと向かった点、文化基本法に至っては「すべての」族群や多様な人権概念を含む文化権へと更新された点を指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

台湾の近代建築の保存・活用は、民主化以後において、民族「文化」と都市「文明」の歴史の表象としての価値が社会的に承認されるようになり、憲法中の文化概念と都市計画との連携による地域振興やまちづくりの進展につながった点を検証した。また中華民国期の台湾においては、「民族」に代わる「族群」概念が創出され、各族群の歴史を触媒にさらなる多元化へと向かい、2019年の文化基本法に至って「すべての」族群や多様な人権概念を含む文化権へと更新され、文化と都市の相互連携につながった点を指摘した。

研究成果の概要（英文）：Focusing on the cultural concepts in the Constitution, the linkage between the preservation and utilization of historical buildings, and urban planning, this subject presented the possibility that the legal acceptance of the culture of Han Chinese society and its integration with urban planning based on the ideals of modern cities and public health as representations of civilization during the period of Japanese rule, progressed in a mutually adaptive manner, and that in Taiwan's post-democratization, the cultural values owing to integrating and mixing Taiwan's ethnic culture and urban civilization were connected to regional development. Moreover, with regard to culture, we highlight that the concept of ethnic groups was created to replace race, indicating that history contained in individuals became a catalyst for moving toward cultural pluralism. The Cultural Basic Law was updated to incorporate cultural rights including all ethnic groups and diverse human rights concepts.

研究分野：台湾法史

キーワード：台湾 文化権 文明 慣習（旧慣） 亭仔脚 族群 歴史的建造（築）物 都市計画

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本課題は、植民地期台湾の土地法制の研究から派生する領域として、「歴史的建築物の活用についての法史的研究 台湾文化資産保存法を事例として」のテーマで研究助成(平成27~29年)を受け、単体の有形(建築)文化資産の活用状況を中心に行った研究成果を基礎としている。文化資産保存法の施行以後、行政機関の積極的な保護政策と文化アイデンティティの拡張により、有形文化資産の対象が急速に拡大し、またその際に台湾固有の不動産に対する財産観が強く意識された結果として、単体の有形文化資産の問題に加え都市計画との衝突事案が頻発するようになり、容積移転制度の見直しや都市計画段階での市民参加の必要性が広く認識されるようになった。建築物を対象とした文化資産(有形文化財)に関しては、文化政策学、文化経済学、文化経営学などの分野で多面的な研究が行われてはいるものの、法制度に関する論考は極めて限定的であったことから、従前の研究を台湾の地域振興やまちづくりに拡張する本課題の着想につながった。

2. 研究の目的

本研究では、経済学の視点から文化政策の史的経緯を分析したデイヴィッド・スロスピーの知見を出発点として、新たな方向性が示された台湾文化資産保存法の現状と今後の可能性について再考することを通じ、文化財保護法制を一新し地域振興やまちづくりの核としての有効利用を志向しつつある台湾と日本の比較を行うことを当初の目的とした。

文化政策を論じた先行研究では、本研究が着目した文化の対象領域、多元文化、地域発展と文化産業の諸点につき、文化概念の拡張と創造経済、文化多様性の進展、創造性とイノベーションを備えた新たな人々の集団である「クリエイティブ・クラスター」による都市再生、地域振興の可能性等の視点が提示され、近年における都市論の代表的な著作であるジェイン・ジェイコブズ『アメリカ大都市の死と再生』(1961)においても、都市建築の多様性や古建築の有効利用の重要性がとくに指摘されている。本課題では、建築物の利用のあり方についてのこれらの先行研究に法制度上の視点を加え、学際的な考察を行うことを目的とした。

3. 研究の方法

報告者の従前の研究対象であった単体の有形(建築)文化資産に加え、本課題では都市再生、地域振興の起爆剤として大きな役割を担っている台湾の有形文化資産が、今後どのような形でさらなるイノベーションを図ろうとしているのかにつき、中華民国憲法における文化の位置づけ、台湾文化資産保存法と台湾都市更生法等の公法分野の法令を中心に、廃墟同然の近代建築のリノベーションや文化多様性を通じた地域振興やまちづくりが先駆的に行われている台湾での取組みを事例として考察することを試みた。従来の経済学、経営学を中心とした文化政策研究に加え、文化資産(文化財)という公共財としての不動産のあり方をより広い視野で考察するために、法制度を含めた学際的な視点からの考察が不可欠であると思われたのが、その理由である。

4. 研究成果

本課題では、主として以下の4点を研究成果として指摘した。

【都市法制と有形文化資産をつなぐ史的淵源】

日本統治初期の市区改正から後期の都市計画に至る史的過程を検証した。歴史的な建築物、

建造物を中核とした都市への変容が進行する現在の台湾では、都市計画と文化資産の保存・活用をいかに融合させるかが喫緊の課題の一つであり、現行の文化資産保存法の下で、文化資産の「保存」と「再利用」、ひいては都市の「再開発」までも総合的に推進しつつあるが、台湾のこの方向性は、台湾という「場所の固有の価値」を創造する試みであり、台湾の固有性とは、「近代化」の過程が色濃く刻印された日本統治期の建築物と不即不離の関係にあること、また台湾の公共意識を反映した慣習的な建築様式「亭仔脚」の設置義務化に象徴されるように、それは単なる「西洋化」または「近代化」の表象ではなく、独自の色合いを帯びたものである点、「公共性」を根拠とした所有権への制約を伴う都市計画法制は、当時施行されていた多くの法律に抵触し、当初は実施が困難であったが、その後の地方自治の進展が媒介となり、植民地期における台湾都市計画令の制定が可能となった点等を指摘した。

【文化権概念の変容】

台湾の文化権に内在する歴史的含意につき、日本統治期の「慣習」と中華民国憲法における文化権の創出過程に着目して考察を加えた。日本統治期の台湾における司法実践の足跡は、戦後においても台湾の歴史を介して現在に連なり続けており、日本統治期に顕著であった司法と行政の一体化は、戦後の国民党政権によって「司法の党化」(劉恆 wen)に接続され、歴史的な類似性を示すこととなった。この国民党による「内地化」(王泰升)は「中華の回復」というスローガンへの変容を経て、「慣習」や歴史を媒介とした「文化」を国民党政府への抵抗手段とすることで現在の「多元文化」へと転換された。また植民地期の台湾においては、文明に対置または等置される概念としての「慣習」が、日本と隔絶した異法域として存続することを決定づけ、慣習をめぐる種々の解釈と制約が、戦後において読み替えられた「文化」概念との間で緊張関係を温存した可能性に言及した。さらに経済的発展、近代化、民主主義、教育、価値観といった要素をモチーフとして、相互の関係性による各国の「文化的変化」を読み解いたイングルハートの視点をを用いて、台湾の「文化権」概念の変容過程についての仮説を提示した。近代化による経済発展が生活を安定させ生存欲求を満たすことで、自由や自立を希求する自己表現型の社会に移行し、その結果として市民的・政治的自由や民主的制度に対する要求が高まるとするイングルハートの理論は、一党支配による権威主義的な政治体制の下、長らく抑圧されてきた自己表現への欲求が、「教育」や「文化」を介して民主化やさらなる自己表現を要求する過程へと進展し、憲法増修条文の「多元文化」条項や新たな権利としての「文化基本権」の提唱につながる過程を読み解く際に多くの示唆を与える点を明らかにした。

【文明国標準と慣習】

植民地期台湾において異法域として存続することを決定づけた「慣習」の存在と、慣習をめぐる解釈と制約が戦後の「文化」概念との間で緊張関係を温存した可能性に加え、ドイツ国内の慣習法論が国際法理論の形成に影響を与えたように、日本統治下の各地域間において準国際私法としての役割を担った共通法の施行により、台湾の慣習は、極小化された「本国法」としての役割を担うようになり、「文明国」標準を満たすことを至上命題とする台湾での「慣習」の位置付けが投影された点を指摘した。

【文化・文明の融合の表象としての都市と建築慣習】

憲法中の文化概念、有形文化資産の保存・活用と都市計画との連携に着目し、日本統治期においては、漢人社会の「文化」を法的に容認することと文明の表象としての近代都市や公衆衛生の理念に基づく都市計画との融合が相互適応的に進行した点、また近年の民主化以後の台湾においては、移民社会台湾の民族「文化」の歴史と技術的な進展に伴う都市「文明」の歴史の融合・混淆が、有形文化財(資産)の価値の象徴として捉えられるようになった点につき、「亭仔脚」

をモチーフとして総合的に検証した。中華民国期の台湾においては、共同体の構成員の多元かつ多様な属性を統合するものとして、中国から継承された伝統中国の文化概念が当初用いられていたが、新たな共同体の概念として「民族」に代わる「族群」(エスニックグループ)概念が創出され、90年代後半には、各族群の分断要素を克服するために個人の内包する歴史が触媒となりさらなる多元化へと向かった点、さらに2019年の文化基本法に至っては、「すべての」族群へと拡張され、さらに大きな物語を紡ぐ装置としての「文化」の枠組みが用意された点、かつての文化・文明の概念を更新しながら、個々の人権にもつながる性的指向をも包摂した多層的な文化権に拡張され、台湾の地域振興に貢献しつつある点を示唆した。これらの変容を促した背景には、台湾の漢人移民社会の「自治行政の慣習」と戦後における「政府」と「政府の外側の市民活動」との間の絶妙な不均衡がむしろ政府と市民の相互作用による協働作業への信頼度を高める基盤となり、政府の無謬性を原則としない自律的な台湾社会の風土につながっていることが要因として考えられる点を補完的に提示した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 宮畑加奈子	4. 巻 第13号
2. 論文標題 台湾における司法の形成 「慣習」「文化」の多元性を媒介として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 アジア研究2019	6. 最初と最後の頁 95～108
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 宮畑加奈子	4. 巻 43巻第2号
2. 論文標題 嚴重特殊傳染性肺炎防治及（糸+予）困振興特別條例（新型コロナウイルス感染症の予防、治療及び救助、振興特別条例）（条文仮訳）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 広島経済大学研究論集	6. 最初と最後の頁 87～92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18996/kenkyu2020430206	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 宮畑加奈子	4. 巻 第42巻第3号
2. 論文標題 台湾における憲法改正の進展と文化権の交錯	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 広島経済大学『研究論集』	6. 最初と最後の頁 19～28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18996/kenkyu2020420302	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 宮畑加奈子	4. 巻 41巻4号
2. 論文標題 日本統治期台湾における都市法制の展開 固有法の内在化を契機として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 広島経済大学研究論集	6. 最初と最後の頁 29 43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18996/kenkyu2019410403	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 宮畑加奈子	4. 巻 第21号
2. 論文標題 台湾有形文化資産における文化的価値創造の過程について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 地域文化研究	6. 最初と最後の頁 74 - 95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮畑加奈子	4. 巻 第4号
2. 論文標題 台湾の新型コロナウイルス感染症対策 - 感染症法史と緊急目録健を中心として	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本政治法律研究	6. 最初と最後の頁 343 - 357
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 宮畑加奈子
2. 発表標題 台湾における憲法改正の進展と文化権の交錯
3. 学会等名 日本政治法律学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宮畑加奈子
2. 発表標題 台湾における司法の形成 「慣習」「文化」の多元性を媒介として
3. 学会等名 アジア法学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宮畑加奈子
2. 発表標題 台湾の新型コロナウイルス感染症対策 - 感染症法史と緊急目令健を中心として
3. 学会等名 日本政治法律学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 宮畑加奈子
2. 発表標題 台湾有形文化資産における文化的価値創造の過程について
3. 学会等名 地域文化学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 宮畑加奈子
2. 発表標題 台湾における歴史的建造物と都市法制の交錯
3. 学会等名 日本土地法学会中国支部研究会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 鮎京 正訓、四本 健二、浅野 宜之編（執筆部分は蔡秀卿との共著・共訳）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 1312（執筆部分は1031～1080）
3. 書名 新版 アジア憲法集	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------